

旧制中学校の校友会における生徒自治の側面

—校友会規則の分析を中心に—

教育学コース 市 山 雅 美

The Aspect of Self-government by Students in Junior High School in Prewar Japan:
From the Analysis of the Rules of Koyukai

Masami ICHIYAMA

I attempt to examine self-government by students in koyukai (student-teacher association in schools in prewar Japan) by analyzing the rules of koyukai in junior high school.

Self-government by students in koyukai has not fully examined. Surely, teachers had powers over students in koyukai. The chairman was a principal, and the club managers were teachers. Student officers had to follow the teachers. The chairman had great power over the meeting.

In these points, the system of koyukai was contrary to self-government by students. But self-government by students was seen in several points. Students participated in enacting rules of koyukai, and deciding the budget. They elected their own officers.

But these self-government activities did not fully develop, because the word of "jichi" (self-government in Japanese) meant mainly order or discipline, and koyukai was functioned as an organization to control students.

目 次

はじめに 一生徒自治とは—

1. 校友会設立の際の規則の制定過程
—生徒の自発性—
2. 生徒役員の選出と職務
3. 1. 生徒役員の選出 —選挙か指名か—
2. 生徒役員の職務
—学校の下請けか生徒の代表か—
3. 校友会における意思決定
3. 1. 意思決定の場 —総会と役員会—
3. 2. 意思決定の内容 —予算と規則改正—
4. 校友会雑誌の検閲
5. 会員の処分と規律維持
5. 1. 会員の処分
5. 2. 規律維持
6. 発足期の校友会における生徒自治の側面

はじめに 一生徒自治とは—

子どもの権利条約が批准され9年がたったが、意見表明権(第12条)の見地からも、生徒参加の重要性が指摘されている。しかし、多くの学校では、生徒自治は十分に機能しているとはいえないのが現状であろう。日本の中等教育における生徒自治の困難の背景を探るのが、本論文の目的である。中等教育の生徒自治が本格的に始まったのは、戦後からと思われるが、今日でいう自治活動の先行的な事例は、戦前にも多く見られた。それらが戦後の自治活動にどのようにつながっていったかを明らかにしたい。その際必要なのは、生徒自治の慣習がどのように成立し、発展し、阻害されてきたかを分析することである。

旧制中学校で自治団体として考えられるものとして、全国の中学校にあった校友会がある。校友会は、生徒と教師(学校によっては卒業生も)から構成される、部活動や学校行事のための組織だが、この論文では、校友会では自治活動を行えたのかを、明らかにしてい

きたい。

戦後初期、自治会(現在の生徒会)は、戦前の校友会の反省に基づいて構想された。『中学校・高等学校の生徒指導』では、「校友会の望ましからざる面」として以下の項目を挙げている¹⁾。

- 1 校友会の規則を職員が作ることが多い。
- 2 一般に学校長が校友会の会長である。
- 3 校友会の部、班長は、普通は、生徒が就くに適わしい地区であるけれども、教師が就いている場合が多い。
- 4 校友会の問題が、校長や教師に支配されない時には、大低上級生らの小人数の生徒によって支配されることが多く、これらの生徒は、校長に指名されることが多い。
- 5 諸活動が、放課後か又は大部分の生徒が参加できない時に行われることが多すぎる。
- 6 生徒は校友会の資金の支出については、何らの発言権をもたない場合が多い。

[以下略]

このような生徒自治の慣習がどのように確立したのか、あるいは、もっと生徒の自主性が認められた慣習がなかったかを明らかにし、戦前の校友会と戦後の生徒会との連続と断絶を明らかにしたい。本論文ではその第一歩として、成立期の校友会について検討する。

旧制中学校に限らず、校友会の研究はこれまで部分的にしか行われておらず²⁾、校友会を生徒自治の観点からとらえた研究は少ない。

校友会の研究では現在でも参照される宮坂哲文の論でも次のように述べられている。

自治団体としての当時(明治二十年代初頭-引用者)の校友会は、学校側の大巾の関与になったもので、会長以下の役員も校長以下の職員が当るという場合が多かった。教員または学校当局が発起者となっている場合が少なくない³⁾。

このように、宮坂は、校友会を自治団体と位置づけつつも⁴⁾、その限界を指摘している。

宮坂はまた、「少数の例外を除いてそこ(中学校-引用者)では自治組織すら学校側の大巾の関与のために生徒たち自身の自主的な組織として成立しえなかつたといってよからう」⁵⁾と述べている。本論文では、その「例外」を少しでも明らかにしていきたい。宮坂は、日本中学校、東京開成中学校、東京都立第二中学校を例に挙げて論じているが、少ない例をもとに論じるために、その「例外」については、十分に論じてはいない。校友会は各中学校で多様な形態を示し、「学校

側の大巾の関与」という制約の中で、萌芽的ながらも、生徒自治につながる要素があった校友会も見られる。

校友会は、設置の義務はなく、文部省が何らかの基準を示したことないので、学校によって多様な形態を示す。校友会の多様な側面を明らかにするために、本報告では、校友会の規則を資料とし⁶⁾、多数の校友会の比較検討を行う。

さらに、校友会は、時期によってそのありかたが異なる。本論文では、各道府県が最初に設立した「一番中学校」の校友会に对象を絞って検討を行う。「一番中学校」の校友会の設立は、明治20年代後半から明治30年代前半に集中しているので、その時期を中心に考察を進める(資料1参照)。

本論文では、生徒自治について、次のようにとらえる。

政治学者の西尾勝は、「自治に共通するものは自律(autonomy)と自己統治(self-management)の結合である」と述べている。西尾によれば、自律には、自主立法権と自己統御能力の二つの面がある。自主立法権は「他者の統制にしばられずにみずからの規範、準則、目的といった規準を定立し、みずからの意思がみずからの行為を律する」ことであり、自己統御能力は「自己の意思が自己的行為を統制する能力、意思を行為に具現する能力」である⁷⁾。そして、「自律は自己統治の裏づけを要請する」として、「集団ないし共同社会の構成員として、みずからの自律を維持するための制度的保障の形成と運用に参加し、この過程を統制する権能」を持つことが必要だとしている⁸⁾。これが自己統治となる。本論文では、このような、自律と自己統治からなる自治を「近代的自治」とする。

この「近代的自治」の概念を校友会における生徒自治の中で考えたい。自律については、「自己立法権」が校友会規則の制定と改定の問題に、「自己統御能力」が会員の処分と規律維持の問題に端的に表れる。また、自己統治は、生徒集団の意思決定の場への参加と、それに伴って、生徒集団の代表の選出と、その代表の性格にあらわれる。

本論文では、それらの生徒自治の活動が、校友会規則でどのように規定されていたかを分析する。以下の引用で注のないものは、各校友会規則からの引用である(文末の「資料一覧」を参照)。

資料1 校友会規則（資料は、文末の「資料一覧」を参照）

学校名①	校友会名	校友会設立年	規則の制定・改正・記載の年②
札幌尋常中学校	学友会	明治 28 年 ⁹⁾	明治 29 年改正
青森県尋常中学校	校友会	明治 25 年	明治 26 年改正
盛岡中学校	校友会	明治 33 年	明治 33 年制定
仙台第一中学校	学友会	明治 30 年	明治 40 年改正
山形尋常中学校	共同会	明治 17 年	明治 27 年改正
茨城県尋常中学校	知道会	明治 31 年 ¹⁰⁾	明治 31 年記載
前橋中学校	学友会	明治 27 年	明治 35 年改正
千葉中学校	校友会	明治 30 年 ¹¹⁾	明治 36 年記載
東京府尋常中学校	学友会	明治 23 年	明治 23 年制定
新潟県尋常中学校	遊方会	明治 27 年 ¹²⁾	明治 28 年記載
富山尋常中学校	文武会	明治 27 年	明治 29 年改正
福井中学校	校友会	明治 41 年	明治 45 年記載
山梨県尋常中学校	校友会	明治 30 年	明治 30 年制定
松本中学校	校友会	大正 4 年	大正 4 年制定
岐阜尋常中学校	華陽会	明治 29 年	明治 29 年制定
静岡中学校	校友会	明治 29 年	明治 44 年記載
愛知県尋常中学校	学友会	明治 26 年	明治 26 年制定
滋賀県第一中学校	崇広会	明治 27 年	明治 34 年改正
京都府尋常中学校	学友会	明治 27 年	未詳(おそらく設立時)
大阪尋常中学校	校友会	明治 25 年 ¹³⁾	明治 25 年制定
鳥取第一中学校	校友会	明治 22 年	明治 32 年改正
島根県第一尋常中学校	学友会	明治 30 年	明治 30 年記載
広島尋常中学校	同窓会	明治 29 年	明治 29 年制定
山口中学校	校友会	明治 45 年	明治 45 年掲載
徳島中学校	同志会	明治 33 年	未詳(おそらく設立時)
松山中学校	保恵会	明治 25 年	明治 36 年改正
高知県尋常中学校	同窓会	明治 31 年	明治 31 年掲載
修猷館(福岡県)	同窓会	明治 28 年	大正 6 年改正
済済齋(熊本県)	奨学運動二部	明治 34 年	明治 34 年記載
沖縄県立中学校	学友会	未詳	明治 39 年記載

① 規則の制定・改定・記載の年の校名。

② 本論文で使用した校友会規則の制定・改定の年を示し、それが不明な場合は、規則が掲載された原資料の発行年を示した。

1. 校友会設立の際の規則の制定過程 一生徒の自発性—

基準の自主的な確立は「近代的自治」の要件である。校友会の規則の制定に生徒が参加できるかが重要な問題となる。

島根第一中学校は、以下のように、校友会規則制定

は学校側が一方的に行い、生徒の参加は見られなかった。

「柴田校長は、……三教員を会則取調委員となして会則を制定せしめ、更に職員会議に附して修正し、同十一日職員生徒一同を講堂に集めて発表し、併せて本会の必要由来及組織等を説き且つ一同の賛同を求めしに異論なかりしば学友会は成立せ

り」¹⁴⁾(明治30年)

しかしながら、規則制定に生徒の参加があった校友会も少なくない。

●盛岡中学校

生徒たちから選ばれて、五年生小笠原敬三が建議文を学校に提出し校友会設立委員会に、生徒も参加した(明治33年)¹⁵⁾。

●富山尋常中学校

発会式に先立って、委員選挙とその委員による規則原案の修正が行われた(明治29年)¹⁶⁾。

●岐阜尋常中学校

生徒から委員を六名選出し、職員三人とともに委員会を開き規則を修正し、教師高田耕馬が添削を行い、学術講談会(校友会「華陽会」の前身の組織)で一同討議し訂正を行い、校長の認可を得た(明治29年)¹⁷⁾。

●京都尋常中学校

校長が職員生徒の中から委員を委嘱して、規則の起稿を命じた。でき上がった規則の成文を全員に示したことろ、異議はなく決定された¹⁸⁾。

これらの例のように、生徒の側から規則制定に積極的に関与する動きがあり、また、学校の側も生徒の参加を促す動きもあった。このように校友会発足当初から、規則の制定への参加という生徒自治の側面が表れた中学校もあった。

2. 生徒役員の選出と職務

宮坂哲文は、明治20年代初頭の校友会について、日本中学校、東京開成中学校、東京府立第二中学校を例に挙げ、「会長以下の役員も校長以下の職員が当るという場合が多かった」¹⁹⁾と指摘している。しかし、「一番中学校」に限ると、確認できる全ての校友会で、生徒から何らかの役員(以下、生徒役員とする。また教職員から出される役員を学校側役員とする)が規定されている(資料2参照)。

一般に、校友会の会長は校長が、副会長は主席教員が勤める(青森尋常中学校では、会長は生徒(設立当初のみ)、副会長も生徒(明治40年まで)が担当していた²⁰⁾)²¹⁾。

2. 1. 役員の選出 一選挙か指名か一

生徒が校友会の意思決定に参与するためには、生徒自身が生徒役員を選出する必要がある。選挙はそのための方法となる。生徒役員は選挙によって決定する校友会が多い。今回検討対象とした30校のうち、選挙の

規定があるのは24校と、過半数を占める(そのうち、5校では、選挙とそれ以外の方法との併用となっている²²⁾。一方、校長の指名など選挙以外の規定があるのが5校である²³⁾。しかし、選挙の場合も、校長の認可や任命を必要とする規定があり²⁴⁾、選挙の結果どおりに任命が行われたかは、今後確認したい。また、以下のように、選挙の形を取りながら、会長に最終的な選択権のある校友会もある。

茨城	理事	「通常会員ニ各部二倍ノ候補者ヲ互選セシメ会長コレヲ任命ス」
高知	委員	各部会員中から公選された予備委員10名のうちから各部長が6名を「特選」

また、選挙権と被選挙権については、次のように、学年による制限が設けられている場合がある。

前橋「各部幹事は本校三年以上の通常会員の互選により会長之を任命す」

山梨「諸部の委員は互選により五年級生徒を以て定む」

修猷館「委員ハ二学年以上各組生徒ノ互選ニヨリテ会長之ヲ任命ス」

このような規定が、当時広く中学校に見られた上級生支配と関係があったのかは今後検討したい。

以下に、指名の場合の指名方法を示す。指名の場合でも、ほとんどが何らかの方法で生徒の意見を取り入れている。

仙台	委員	「通常会員ノ推選ニヨリ会長之ヲ命ズ」
福井	委員	「会員ノ意見ヲ微シ通常会員中ヨリ会長之ヲ推定ス」
静岡	委員	「部毎ニ理事及委員ノ推薦ニ依り生徒中ヨリ……会頭之ヲ命ス」(理事は学校側役員、委員は生徒役員)
松山	理事	「生徒中ヨリ前任監督及ビ理事ノ推選ニヨリ会長之ヲ命ス」(監督は学校側役員、理事は生徒役員)
濟濟賛	生徒委員	「生徒中ニツキ幹事之ヲ選定ス」

選挙制のもと、生徒は役員を自らの代表と考えていたと思われる。岐阜尋常中学校の校友会の役員選挙の記事では、「其役員は誰ぞ、校内の『ちやんびおん』とぞ知られける。其『ちやんびおん』は誰ぞ。正しく名望ある人々なるべし」²⁵⁾といわれた。

しかし、選挙制が十分に根付かなかった場合もある。青森中学校では、明治43年ごろ、役員選挙が「敗者が勝者に協力せねばかりか、逆に反対、妨害の策にでる」という状態になった。直接の影響は明らかではないが、明治44年の臨時総会で規則改正を行い、生徒役員は会

長(校長)の任命制となった²⁷⁾。ここには自治の萌芽は見られても、その未熟さによって、生徒自治は瓦解し、学校の管理が強まった事例といえる。

2. 2 生徒役員の職務 一学校の下請けか生徒の代表か—

生徒役員が選挙で選ばれた場合でも、生徒の代表として意思決定に参与できるのか、学校側の下請けとして、学校側の決定に従うだけなのかによって、生徒役員の性格が違ってくる。

運動部、雑誌部などの各部の責任者(部長、またはそれに類する役職)は教師が務めていることが多い。

ほとんどの校友会では、生徒役員の職務は、その責任者の下で事務を行うことだった²⁸⁾。以下のように、生徒役員は学校側役員の下請けと規定されていることが多い²⁹⁾(資料2参照)。

- ・学校側役員の指揮を受ける規定(下線部が学校役員)
仙台第一「委員ハ部長ノ指揮ノ下ニ部務ニ従事ス」
茨城「理事ハ部幹ノ指示ヲ受ケテ各部ノ事務ヲ掌ル」
滋賀「理事ハ部長ノ指揮ヲ受ケ各部ノ事務ヲ分掌ス」
島根「委員は部長若くは主計の指揮に因り所属部の事務を弁理す」
- ・学校側役員の補佐的役割の規定
岐阜「理事 ……局部ヲ分掌シ幹事ノ事務ヲ助ク」

資料2 校友会役員(会長、副会長以外)

○生徒役員、△生徒からも教師からも選出される役員、無印 学校側役員

学校名	意思決定に参加する役員	部の責任者	部の役員	その他の役員
札幌	評議員	○幹事(幹事長)	○書記	
青森	○委員			○書記、○編輯
盛岡		部長	○委員長、○委員	幹事
仙台第一	○総代	部長	○委員	書記、会計
山形	○常議員			編輯委員
茨城		部幹	○理事	会計掛
前橋		各部取締	○幹事(部長、その他)	会計取締
千葉		特別委員	○通常委員	会計主任
東京	○委員、△常議員	○会幹		△庶務理事、△会計理事
新潟		部長	○委員	
富山	○理事	○委員		
福井		部幹	○委員	会計係
山梨		委員長	○委員	
松本	○幹事	正副部長	○各部委員	
岐阜	○評議員	△幹事	○理事	検閲員、○編輯員、○書記
静岡		部長	理事、○委員(委員長)	
愛知		幹事長	○幹事	主計
滋賀		部長、副部長	○理事	会計、○委員
京都	△幹事、△評議員			△司計、○委員
大阪		理事	○世話掛	主事
鳥取第一		部長、○理事	○委員	主計
島根第一	○理事	部長、副部長	○委員	
広島	○世話掛	○部長	○委員	
山口		幹事	○部長	書記
徳島 ³¹⁾		幹事	○部長	書記
松山		監督	○理事	会計係
高知		部長、主任	○委員	○庶務委員、○編輯
修猷館		部長	主任、○常任委員、○委員	
濟済齋		幹事	○生徒委員	記録掛、編纂掛、会計掛
沖縄		部長	○幹事	

大阪「世話掛ハ各部ノ規約ニ従ヒ理事ノ事務ヲ助ク」

- ・学校側役員が監督する規定

千葉「特別委員ハ通常委員ヲ統理シ各部ノ事務ヲ管理スル」

静岡「理事ハ委員ヲ監督シ部務ヲ処理ス」

愛知「幹事長……会長ノ指揮ニヨリテ幹事ヲ監督ス」

例外として、岐阜尋常中学校が挙げられる。幹事は「各部共三名ノ内一名ハ名誉会員*他ノ二名ハ通常会員*中ヨリ選出セラレ各部一切ノ事務ヲ掌トル」となっており、規則上は教師と生徒が対等といえる³⁰⁾。

*名誉会員は、「本校職員及ビ本校ニ縁故アリテ名望学識ヲ有シ評議員ノ推選ヲ諾スルモノ」、通常会員は、「本校ニ在学セルモノ」と規定されている。

しかし、生徒役員は、学校側役員の下請けと規定されるだけでなく、校友会の意思決定に参加する役職の規定を設けている校友会もある。そして、その役員は生徒を代表するものとして規定されていることが多い。

学校	名称	職務	選出法
青森	委員	「本会全体ノ意見ヲ代表シ兼テ会計事務ヲ司ル」	「通常員(生徒一筆者)中ヨリ選抜」
仙台	総代	「各組ヲ代表シ総会ニ於テ其ノ意見ヲ陳述スル」	「各学級ノ組長」
山形	常議員	「各組ノ長トナリ本会緊要ノ議事ニ与ル」	「互選投票」
東京	委員 ^①	「経費ノ予算及本会ノ要務ヲ審議ス」	「毎教室会員ヨリ互選」
岐阜	評議員	予算その他を議す(詳しくは、資料3を参照)	各組より二名選出
京都	評議員 ^②	「会計予算ヲ評定シ、会頭ノ諮詢ニ応ジテ会務ヲ評決ス」	「生徒中ヨリ委員 ^③ 之ヲ票定ス」
広島	世話掛	「其選出の教場を代表す、但し委員会の議決に加はることを得」	「其教場の会員中より之を選舉す」
徳島	幹事	「委員を代表して会務に参与」	「委員 ^④ ヨリ互選」

①教師からも、「委員」、「評議員」が選出される。

②「委員」は両校とも生徒役員。

3. 校友会の意思決定

3. 1. 意思決定の場 一総会と役員会一

「総会」について規定している校友会は、10校と少数である。その内容まで、規則で制定されているところは少ないが、以下のとおりである³¹⁾。

札幌	「会計報告役員改選其他重要ナル件ヲ審議ス」
青森 ³²⁾	「規則ヲ修正シ会中ノ要務ヲ議シ役員ヲ選挙シ並ニ会計年度ノ報告ヲナス」
鳥取第一	「半年間ノ庶務報告并ビニ役員ノ改選ヲ行フ」
松山	「会務ノ報告役員ノ任命及入会式ヲ行フ」
沖縄	「各部の報告をなす」

「総会」が報告の場である校友会もあるが、札幌尋常中学校や青森尋常中学校のように、総会が議論の場であるところもある。会員全員が校友会の意思決定に参加する場として「総会」が規定されているのは、少数の学校にとどまっていた。青森尋常中学校では、規則の修正が、「役員会」でなく「総会」で行われると規定されていたが、これは、特筆すべきである。

校友会に関する意思決定は、役員の会議で行うのが一般的であった(各校で名称はさまざまだが、以下「役員会」とする)³³⁾。「役員会」は、20校で規定されている(資料3参照)。生徒の参加について、明確に規定されていない校友会もあるが、どの校友会でも生徒役員は規定されており、「役員会」には生徒も参加していると考えられる。しかし、札幌尋常中学校の評議員会、済済齋の幹事会は、それぞれ、評議員、幹事は教員の役員なので、生徒は参加していないと考えられる。

「役員会」には、生徒の参加があっても、「役員会」においては、会長の権限が強く、役員会が意思決定の場として、どの程度機能していたのかは、今後検討する必要がある。

・「役員会」開催の権限

茨城「会務ニ関シテ必要ト認ムル場合ニハ会長ハ役員会ヲ開クコトアルベシ」

新潟「委員会ハ会長之ヲ開閉ス 但委員ノ請求ニヨリ其ノ開閉ヲ部長ヨリ会長ニ請求スルコトヲ得」

・「役員会」議決の認可の権限

盛岡「本会會議々決ノ事項ハ總理ノ認可ヲ得ルニアラサレハ実施スルヲ得ス」

沖縄「凡て役員会の決議は会長の承認を経るを要す」

・「役員会」は会長の諮問機関

京都「評議員ハ会頭ノ諮詢ニ応ジテ会務ヲ評決ス」

修猷館「評議員会ハ会長ノ諮詢事項ヲ審議答申ス」

3. 2. 意思決定の内容 一予算決定と規則の変更一

「役員会」では、主に予算、規則の変更などが議論される。

○予算

資料3 役員会

規則には規定なし (他の記号は資料2と同様)

学校名	役員会	参加者	議論の内容
札幌	評議員会	評議員、事務員	「本会ニ関スル事件ヲ討議シ……規則更正ヲナス」
盛岡	本会会議	副総理、部長、幹事、○委員長、○委員	「各部経費ノ分配支出」、会則の改変
仙台第一	総会	全ての役員(○委員、○総代)	「重大ナル問題」
	委員会	総代以外の役員	「普通ノ問題」
山形	——	○常議員	「本会緊要の議案」
茨城	役員会	——	——
千葉	委員長及び 委員協議	委員長、○委員	「本会ニ関スル一切ノ事項」
東京	委員会	——	「部会ノ廃置」、「部会ノ細則及事業等」、「前年度ノ会務ヲ報告シ常議員庶務理事会計理事ノ改撰ヲ行フ」、「臨時費」、「補助金ノ金額」、「本会ノ細則」、「規則ノ修正」
	——	△常議員、会頭、委員長	「会頭ニ於テ委員会ヲ要セスト認ムル事件」
新潟	委員会	—— (委員長が議長)	会員の処分、「会則改正」、「各部ノ規約」、「本会に関する処置は凡て委員会の協賛を経べきものとす」
岐阜	評議員会	○評議員、△幹事	予算、臨時費用、役員の人員、役員会員の非行の忠告矯止、役員の辞職の諾否、各部開会期の変更並びに臨時開会の諾否、名誉会員の推選、雑誌の休刊及臨時発行、其他緊急を要する件
静岡	役員会	——	予算、規則変更
滋賀第一	役員会	——	「会費の支出規則の改正及び本会に関する臨時処分法」
京都	——	△評議員	「会計予算を評定し、会頭の諮詢に応じて会務を評決す」
鳥取第一	評議会	会長、副会長、部長、会計係、庶務係、○理事、○委員、其他会長ノ指名セルモノ	「本会ニ関スル緊急事件」
広島	委員会	—— (○世話係)	会費の臨時増加、「金銭ノ支出」、「臨時ノ事件」、規則の改正、会員の除名
山口	——	理事、幹事、○部長	「予算の編成」、予算超過を補う
	役員会	——	規則改正
徳島	全部役員会	会長、副会長、理事、部長、○幹事	「本会全体の議事」
	一部役員会	部長、○委員	「一部の議事」
修猷館(福岡)	評議員会	会長、総務部長、各部長、各科主任、各科委員、○常任委員	予算、「会長ノ諮問事項」、規則改正
濟済齋(熊本)	幹事会	幹事	——
沖縄	役員会議	——	「各部経常予算及臨時の支出」、「本会規則の改正」、「此他会長に於いて必要と認むる事項」

予算³⁵⁾の決定方法について規定されているのは12校である。その中には、新潟「部長会決議ヲ以テ」定める、島根県第一「会長は毎年部長の意見を徴し」定める、というように、「規則上は、生徒が予算決定に参加できない校友会もある。しかし、たいていは「役員会」で議定する³⁶⁾ので、生徒が予算決定に参加しているといえる。

○規則改正

17校³⁷⁾で、規則改正について規定されている。規則改正は役員会で議論される(その上で会長の認可が必要な校友会もある)が、その中には、一般の会員(生徒)からの発議が認められているところもある。以下はその例である。

山形	「二十名以上ノ発議ニアラサレハ會議ニ付スコトヲ得ス」
千葉	「委員長ニ申出テ委員長特別委員協議ノ上会長ノ認可」
富山	「十名以上会員の賛成を得て提出し出席委員三分の二以上の賛同を得て」
岐阜	「会員十名以上ノ賛成ヲ得、且評議員会ノ決議ヲ経テ而後發題ス」
京都	「其ノ意見ヲ会長ニ提出スベシ。会頭ニ於テ適當ト認メタル時ハ評議会ニ諮詢シ、其ノ三分ノ二以上ノ賛同ヲ以テ之ヲ決ス」
鳥取	「十五名以上ノ賛成者ヲ得テ会長ニ上申ス」、会長は「之ヲ評議会ノ討議ニ附ス」
松山	「職員二名以上及ヒ生徒三十名以上ノ賛成ヲ得テ之ヲ会長ニ提出シ会長ハ之ヲ役員会議ニ附ス」

また、青森尋常中学校では、総会において規則改定が行われる。

以上のように、校友会における意思決定への生徒役員、あるいは、一般会員(一般の生徒)の参加が規定されていた校友会もある。しかし、役員会は校長の権限が強く、総会も、議決機関と規定されているのは例外的であった。このように、生徒の意思決定への参加、つまり、生徒自治の自己統治の側面は、萌芽のままにとどまった。

4. 校友会雑誌の検閲

校友会における意思決定には、会員の自発的活動の保障、会員の言論の自由がその条件となる。しかし、校友会誌には検閲が行われるなど、言論の自由の保障は不十分であった³⁸⁾。

当時雑誌図書の発行は、新聞紙条例や出版条例・出版法のもとで行われ、検閲や発売頒布の禁止の規定があった³⁹⁾。そのような状況で、校友会誌の検閲が行われた。

校友会が発行している校友会誌の内容は、会員の論説、詩・短歌・俳句、講演の記録、学校行事や部活動の記事、校友会の活動などで、生徒を含む会員の投稿・寄稿が主であった。「校友会誌」の検閲が規定されている校友会は、現在確認できる範囲では、8校ある⁴⁰⁾。

青森	「原稿ハ本校部長ノ検閲ヲ経ルモノトス」
盛岡	「部長ノ検閲ヲ経サル雑誌ハ発行スルコトヲ得ス」
茨城	「知道ノ原稿ハ部幹之ヲ撰択シ会長ノ検閲ヲ経テ発刊スルモノトス」(雑誌部規約)
東京	「雑誌ノ原稿ハ必ず部長ノ検閲ヲ経テ後ニ印刷ニ附スベシ」(学芸部規則) ⁴¹⁾
岐阜	検閲員は、「名誉会員中特に会頭ノ撰択委嘱ヲ受ケ雑誌原稿ノ検閲ヲ掌ル但シ雑誌部第十八条ニ触ルヽモノ及不都合ト認ムルモノハ之ヲ修正或ハ削除セシム」 ⁴²⁾
愛知	「雑誌ノ原稿ハ幹事之ヲ編輯シ学友会長及ビ幹事長ノ検閲ヲ経ヘキモノトス」(雑誌部規則)
鳥取第一	「雑誌ハ部長ノ検閲ヲ経テ印刷ニ附スルモノトス」(文芸部規則)
松山	「雑誌原稿ハ監督ノ検閲ヲ経テ会長ノ許可ヲ受クルモノトス」(雑誌部細則)

また、「検閲」という語は用いなくても、「政談ニ論及スル等編輯委員(会長の依頼によって決定—引用者)ニオキテ不当ト見做ストキハ登録セス」(山形)、「寄稿の取捨添削は總て本部役員の意見に従ふものとす」(前橋、雑誌部規則)と規定されている校友会もある。

校友会雑誌の編集には生徒も参加していた⁴³⁾。しかし、検閲は学校側役員が行い、生徒は関与できなかつた。これは、執筆者の言論の自由だけでなく、編集に携わる生徒の自主性は認められなかつたといえる。

盛岡中学校では、生徒と学校側の間で、校友会設立の際、検閲に関する会則の規定について、対立があつたようだ。

会則の原案の中に、演説は原稿を作成し部長の許可を受けることと、部長の検閲を経ていない雑誌は発行することができないというものとがあって、この二点が問題になった。

校友会は生徒の団体であつて、教師の校友会ではない。校友の文章や言論が、部長の許可がなければ発表できないというのは、あまりに干渉が過ぎる。このような抗議が生徒側から出た⁴⁴⁾。

検閲の規定があっても、生徒が決して検閲を仕方のないものと受忍していたわけではないことがいえる。

5. 会員の処分と規律維持

5. 1. 会員の処分

自己の意思が自己の行為を統制することは自律の要件だが、それは、校友会においては、除名などの会員の処分を自分たちで自律的に行うことといえる。処分において、学校側の一方的な処分になるのか、生徒が関与できるかは、重要な問題となる。

処分においては、前橋中学校の「本会会長は会員を賞罰することある可し」という規定のように、一方的に会長(校長)が処分を決定する規定もある。また、沖縄尋常中学校の「本会会員の体面を穢すものは会員たるの資格を失ふものとす」という規定のように、その手続きについて、何ら規定されていない規則もある。しかし、生徒が処分の決定に関与できるように手続きを規定している場合も少なくない。

山形	「本会ノ面目ヲ汚シモシクハ会員タルノ義務ヲ尽クサ、ルモノアルニ再三忠告スルモ尚改メサルトキハ役員會議ノ上除名スルコトアルヘシ」
広島	「会員にして会則に違反するものは委員会の決議により会長の認可を経て除名するものとす」
高知	「誓規 ⁴⁵⁾ ニ背キ会員ノ忠告ヲ顧ミス或ハ本会ノ名誉ヲ毀損スヘキ処為アル者ハ当該部委員会ノ決議部長ノ評決ヲ経テ退会セシム。」
新潟	「苟モ本会々員タルノ資格ヲ汚辱スルノ行為アルトキハ委員会ノ決議ヲ以テ会長ニ上申シ其許可ヲ得テ之ヲ処分スルモノトス」

以上の例では、除名について議論する場に、生徒が参加できるように規定されている(下線を引いた箇所)。学校側の一方的で恣意的な処分ではなく、規則に従つて処分を行うこと、その決定の手続きに生徒が参加することが、生徒自治においては必要である。

5. 2. 規律維持

校友会での生徒自身による規律維持⁴⁶⁾にも、「自己の行為の統制」見られる。恣意的に上級生が下級生に制裁を加えるのではなく、議論のうえルールを決め、それに従い規律維持の活動をおこなった。

●弘前中学校

明治43年、五年生の三浦武美の訴えがもとで、校友会の臨時総会で、校風発揚の件を決議し、綱領を定めた。綱領では、「会員は必ずこれを遵守すべきものとす」として、以下のように定めた。

一、礼儀

イ、校の内外を問はず上級生に対しては必ず脱

帽の敬礼を行ふべし

ロ、外出及訪問の際には制帽又袴を着くべく異様の風をなして学校の体面を傷くるが如き行為あるべからず
ハ、上下互に秩序を守り言動動作を慎重にすべし

二、禁煙

校内に於いては喫煙すべからず

三、校内における注意

イ、堀に登り或は越えて校外に出づべからず
ロ、控所廊下等の窓より出入すべからず
ハ、校庭に出づるを禁ぜられたるときは決してこの禁を犯すべからず
ニ、控所の内外に於て握飯或は雪塊の類を投げ又は棄つべからず

そして、それに対する制裁として、「違反者に対しては上級生より忠告を与ふ」、「再三の忠告を願みざるものは五年生全体にて之に相等の制裁を加ふ」と決定した⁴⁷⁾。

●山形尋常中学校

明治29年の通常会で、常議員の結城豊太郎が動議者となって、通常会で議論し、「共同会員は校則を遵守し常に中学生たるの体面を汚さざらんが為に」として、「共同会内員契約」を結んだ⁴⁸⁾(内員とは、在学生の会員を指す)。

そこでは、

- 一、志操を高尚にし品行を端正にする事
- 一、信義を重んじ苟も人を欺き又は嘲弄するが如き言語行為あるべからざる事
- 一、学業を務め体育を重する事
- 一、常に長上にに対しては勿論相共に礼容を正しくし人をして敬愛の念を起さざらしむることを務むる事
- 一、質朴を旨とし金銭を浪費すべからざる事
- 一、料理店其他淫猥なる場所に立寄るべからざる事

と定められ、「契約を破りたるものある時は互に忠告を加へて切磋すべし忠告再三に及ぶも猶ほ改めざる時は之を委員に報すべし委員亦た之に切磋を加へ猶ほ且つ悛めざるときは之を会長より学校長に申報するものとす」と決定した。

そのための委員として、「会長(又は副会長)」、「賛成員二名」、「各組より通常員二名宛 但し各組よりは四名を互選し会長は其の内より二名を選択するものとす」を定めた(賛成員とは、「本会会長ノ推撰ニカヽル有識

者」があてられる)。

●岐阜尋常中学校

華陽会設立当初(明治29年)から、評議員が「役員会員ノ非行ヲ聞知シタルトキ忠告矯止スル事」を議すということが「評議員規則」で定められている。

生徒の発議で制度が発足し(青森、山形)、制度の運営も、規則上は教師の関与は見られず、生徒の自主性が強かった。しかし、一般に、生徒による規律維持は、「暴力的制裁」を引き起こす要因にもなったことには留意しておく必要がある⁴⁹⁾。

6. 発足期の校友会における生徒自治の側面

本論文では、校友会における生徒自治の性格を分析してきた。その結果、校友会には、生徒自治の側面と、生徒自治とはいえない側面があることが明らかになった。

発足期の校友会には、生徒自治とはかけ離れた面も、いろいろあった。会長や部長は教師側から選出される点、学校の下請けの生徒役員、役員の任命や役員会に対する会長の権限など、「校友会の望ましからざる面」のとおりの校友会もある。また校友会誌の検閲もあった。

しかし、生徒自治の萌芽が見られた校友会もあった。「近代的自治」の観点から見ると、生徒の規則の制定・改定への参加は、「自主立法権」の活動として、会員除名処分決定への参加や、規律維持への自主的な取り組みは、「自己統御」として、ともに、「自律」の性格が強い。また、役員の選挙、総会や規則改正の発議など全会員の参加の規定、予算決定への生徒の参与などは、「自己統治」の性格が強い。よって、これらは、生徒自治の活動である。

だが、生徒自治とかけ離れた側面が強い状況のもとで、そのような生徒自治の側面は、萌芽のままにとどまっていた。それには、二つの理由が考えられる。第一点は、戦前、教育の場で使われた「自治」の意味は、多くの場合、自律と自己統治からなる「近代的自治」ではなかった点である。第二点は、校友会は、ほとんどの場合、生徒自治の組織ではなく生徒管理の組織として機能した点である。

第一点についていえば、自治は、規律維持の意味で用いられていた。例えば、札幌中学校では、「育成とは訓育の自由的方面に対する称呼にして即ち生徒に一定の範囲内に於ける活動を許し暗黙の間に指導を与へ其成績に就て講評を下し以て独立自治の精神を涵養せん

ことを期するものなり之か機関として職員生徒を打て一団とする学友会なるものを公認す」⁵⁰⁾と、校友会における自治を認めている。しかし、同時に「生徒に自治心を養成し相互に制裁の生ずるに至らざれば、訓育の目的は達すべからざる」⁵¹⁾と述べているように、自治は制裁に関することとしても考えられている。

そのような自治觀は、戦前には一般に見られたようである。例えば、宗像誠也は「児童生徒が直接に相互の行為を規制するのを制裁と称ぶ。従つて生徒の自治能力が發達しまた自治の範囲が広くなるにつれて大きな意義を有つやうになる」⁵²⁾述べている。

このような、自治を専ら規律維持でとらえる自治觀は、教育の分野で、「自治」の語が用いられた当初から見られた。能勢栄は、明治23年の『学校管理術』で、「校方とは教師が生徒に向ひて正しき行為を勧め、悪しき行為を抑へ、規律を保ち注意を起し、勉強耐忍の習慣を附け、柔順温和の性質を養ひ、自治の人物を造りて、以て教育を受くるに適當なる性情を備へしむるにあり」⁵³⁾と、また「自治の心とは自分で自分の身を取り締りする心の力と云ふ意味なり」⁵⁴⁾と述べている。

規律維持を個人で行うか集団で行うかの違いはあるが、このような「自治」は、「自らの意思が自らの行為を律する」という意味の自律が専らで、「みずからの規準を定立する」という意味の自律は十分に表れていない。規律維持が生徒自治として行われるには、規律の内容と規律維持の方法において、生徒によるルールの決定と意思決定が行われなければならない。山形尋常中学校や青森尋常中学校では、そのようにして規律維持が行われていた。しかし、多くの学校では、規律の内容は、「生徒心得」や「校則」によって定められ、ほとんどの場合、その制定には生徒は参加できなかつた⁵⁵⁾。また、規律維持の方法も、生徒が参加する場合でも、「級長」や「組長」が、教員の指揮にしたがって行うことが多かつた⁵⁶⁾。

第二点に関して言えば、校友会は生徒自治のための組織ではなかった。規則に規定された校友会の目的は、おおよそ、会員の親睦、心身の鍛錬、校風の発揚、学校教育の補完の四つとなる。校友会は、親睦団体、修養団体の意味が強い⁵⁷⁾。

さらに、学校は校友会を生徒管理の組織として考えていた。

校友会を生徒取り締まりの組織として考えていた例として、高知尋常中学校同窓会が挙げられる。同校は、明治30年、県の内務部長から校長に「貴校生徒訓育上通学生ノ取締法ヲ設クル必要可有之様被存候条相当規

程ヲ定メ御開申成度依命此如及御照会候也」という文書が送付された。これを受け校長は、「同窓会規則」を提出した⁵⁸⁾。

校友会によって生徒の自主的な活動を管理しようとした例として、東京尋常中学校がある。同校は、明治27年、「已に学友会なる合法的な機関存せるに、生徒間に於て資を募り尚徳義会と称し又漕艇有志(旭桜俱楽部、扶桑俱楽部、その他学年有志を指す)と称し、耕文会と称し社会的の組織(自治的の組織を指すものなるべし)をなすは甚だ可とせざる所あり」として、校命をもって生徒有志の団体の解散を申し渡した⁵⁹⁾。

生徒自動的な活動は、むしろ、校友会の制度の枠を超えて行われた。富山第一中学校文武会では、明治32年の41回通常会で、演説内容過激の理由で会長が閉会を宣したのに対し、生徒は会長の除名決議を行った。そのため、数名の放校と停学の処分がなされ、以後文武会の開催禁止が命ぜられた⁶⁰⁾。

静岡中学校では、大正2年に、青山中学校との野球部の試合を禁止されたことを発端に、同盟休校が起きた。生徒たちは「本県中学校校長會議に於て中村校長が発案規定せる他府県学校との試合練習禁止を解除し其自由を図るべし」、「從来校友会各部々事に付校長の干渉圧迫余りに甚し爾來は運動対校競技の如きは双方部長委員の交渉に待つべく両校長が秘密裡に事を決定するを避くべし」などの要求事項を決議した⁶¹⁾。

これらの生徒の活動は、生徒が自動的に意思決定を行い決定を下すという、生徒自治の活動である。しかし、このような生徒自治の活動は、演説会や野球部などもともと校友会の問題であっても、校友会を離れて、学校紛擾といわれた形を取って表れることが多かったようだ。それは、いわば非日常的で、また、退学処分という犠牲を払うものであった。校友会は、生徒集団の自由な意思決定の場にはなりえなかった。それは、教師が主導権を握る校友会の限界であった。

校友会は、選挙や役員会のように、自治団体の形式をとってはいても、本質は、学校が主導権を持った親睦団体、または生徒管理の組織の面が強い。やはり、校友会が戦後の生徒会(自治会)のモデルとなったとはいえない。しかし、部活動や運動会などの行事の運営など、個別の活動の中では、戦後の生徒自治につながっていくものもあると考えられ、そのような個別の活動を明らかにするのが今後の課題となる。

(指導教官 汐見稔幸教授)

註

- 1) 文部省初等中等教育局編『中学校・高等学校の生徒指導』(1949年), 291~294ページ。
- 2) 校友会を全体的に扱った研究に、桑原三二『旧制中学校の校友会(学友会)』(中等教育史研究第三集), (1988年)があるが、部活動、特に運動部の研究の中で校友会が論じられることが多い。
渡辺誠三「中等学校における部活動の発展と位置づけ 一明治20年代を中心として」『日本特別活動学会紀要』6(1997年), 古園井昌喜「明治期における福岡県中学校のスポーツについて」『下関市立大学論集』22(2)(1978年), 小島享「明治期における兵庫県中学校の校友会運動部について」『神戸学院大学紀要』8(1978年), 渡辺融「明治期の中学校におけるスポーツ活動」『東京大学教養学部体育学紀要』12(1978年), 鶴岡英一「明治期における広島県中学校の校友会運動部について」『体育学研究』18(1)(1973年), 西川友之, 大川信行, 水谷秀樹, 中川孝「明治期における富中文武会の体育活動に関する研究 一校友会雑誌『文武会誌』を中心として」『富山大学教育学部紀要A(文科系)』40(1992年), 平野稔「大分県における明治体育史の研究 一中等学校のスポーツについて」『大分大学経済論集』26(4), (1974年), 真栄城 勉; 青野聰「愛媛県における近代学校スポーツの発展過程—2—明治期の松山中学校における運動部の活動」『琉球大学教育学部紀要 第一部・第二部』37(1990年)。
- 3) 宮坂哲文「日本近代学校における課外活動の発達 一その発達過程についての観察—」『宮坂哲文著作集』3(1968年)199ページ, (初出「課外活動史」「教育文化史体系」1, 1953年)。
- 4) 校友会を自治組織として位置づけている論文に、金谷達夫「中等教育における生徒自治活動の成立と変遷」『教育時報』(岡山県教育委員会)230(1968年)がある。川合章「教科外と教科の歴史」国民教育研究所編『全書国民教育 3 教科の歴史』(1968年)では、校友会の生徒自治の限界を指摘している。
- 5) 宮坂前掲論文, 199ページ。
- 6) 「一番中学校」は47校あるが、そのうち規則が入手できたのは、30校である、また、その中でも、全ての校友会について、設立当初の規則が入手できたわけではないが、できる限り設立当初に近い規則について分析を試みた。(資料1参照)
- 7) これは個人を念頭においてはいるが、西尾は「個人の自律と同様の意味内容において、集団の自律、共同社会の自律を語ることができる」としている。
- 8) 西尾勝「自治」「政治学の基礎概念」(年報政治学)(1979年), 24~25ページ。
- 9) 北海道教育研究所『北海道教育史』全道編三(1963年), 538ページ。
- 10) 水戸一高百年史編集委員会編『水戸一高百年史』(1978年), 157ページ。
- 11) [千葉高等学校]100周年記念誌編集委員会編『創立百年』(1979年), 42ページ。
- 12) 新潟県立新潟高等学校編『青山百年史』(1992年), 55ページ。
- 13) 大阪府立北野高等学校校史編纂委員会『北野百年史: 欧学校から北野高校まで』(1973年)。
- 14) 『学友会雑誌』第一号(明治32年), (『松江北高等学校百年史』346ページ参照)。

- (「高知追手前高校百年史」203~204ページ)
- 46) 松本中学校の「嬌風会」、島根第一中学校の「鉄拳会」のように、校友会とは別の組織が生徒の規律維持を担っていた学校もある。
(齐藤利彦『競争と管理の学校史』第五章参照。)
- 47)『鏡ヶ丘80年史』98~99ページ。
- 48)『明治期中学教育史』141~143ページ。
- 49) 齊藤前掲書第五章参照。
- 50)「北海道厅立中学校現時施設一班(明治四十年七月調)」「北海之教育」179号(1907年、北海道教育会), 44ページ。
- 51)同上, 43ページ。
- 52)宗像誠也『制裁』『教育学辞典』3巻(1938年、岩波書店), 1423ページ。
- 53)能勢栄『学校管理術』(1990年), 135~136ページ。
- 54)同上, 149ページ。
- 55)高野桂一『学校経営の科学化を志向する学校内部規定の研究』(1976年、明治図書出版), 214ページ。
- 56)齐藤前掲書, 238~242ページ。
- 57)四つの項目全てを含んだ目的的規定は少ないが、例えば静岡中学校では、「本校の教養と相待て校風を発揚し会員の心身を鍛錬し交誼を親厚にする」と規定している。
桑原三二『旧制中学校の校友会(学友会)』でも、校友会の目的を整理しているが、本論文とは若干異なる。
- 58)『高知追手前高校百年史』202~203ページ。
- 59)『東京府立第一中学校創立五十年史』1929年, 70ページ。
青森中学校でも、明治44年に、知事から校友会以外の団体に生徒の加入を禁ずる内訓があった。『鏡ヶ丘80年史』93ページ。
- 60)『富中富高百年史』, 285ページ。
- 61)『静中静高百年史』上巻 736ページ。

資料一覧

資料	出典
札幌尋常中学校校友会規則	北海道札幌南高等学校、創立百周年記念協賛会、百年史編集委員会『百年史』1997年
校友会規則	弘校80年史編纂委員会編『鏡ヶ丘80年史』1963年
盛岡中学校校友会会則	岩手県立盛岡第一高等学校校史編集委員会編『白堜校百年史』1981年
宮城県仙台第一中学校校友会規則	『仙台一高六十年史』1956年
山形共同会規則	長岡安太郎『明治期中学教育史 一山形中学校を中心に』1991年
茨城県尋常中学校知道会規則	茨城県尋常中学校知道会『知道』第1号 1898年
学友会々則	前橋高等学校校史編纂委員会『前橋高校百三年史』1983年
校友会規則	千葉県立千葉中学校『千葉県立千葉中学校一覧』1903年
東京尋常中学校校友会規則	日比谷高校百年史編集委員会編『日比谷高校百年史』1979年
会則	新潟県尋常中学校『新潟県尋常中学校第一年報』1895年
富山中学文武会規則	「明治期における富中文武会の体育活動に関する研究 一校友会雑誌「文武会誌」を中心として」(注5 参照)
福井中学校校友会規則	福井県立藤島高等学校創立百三十周年記念事業実行委員会『百三十年史』1988年
山梨県尋常中学校校友会会則	山梨県尋常中学校校友会『校友会雑誌』第1号1897年
松本中学校々友会規則	長野県松本中学校長野県松本深志高等学校九十年史刊行委員会『長野県松本中学校長野県松本深志高等学校九十年史』1969年
華陽会規則	清信重『岐高百年史』1973年
静岡県立静岡中学校校友会規則	静中静高百年史編集委員会編『静中静高百年史』1978年
愛知県尋常中学校校友会規則	鯉光百年史編集委員会『鯉光百年史』1997年
崇広会規則	滋賀県立彦根中學校同窓會『彦中五十年史』1937年
京都府尋常中学校校友会規則	校史編集委員会『京一中洛北高校百年史』1972年
大阪尋常中学校々友会規則	大阪尋常中学校『府立大阪尋常中学校一覧 明治廿六年十二月』(1894年)
鳥取県第一中学校校友会々則	鳥取西高百年史編纂委員会『鳥取西高百年史 (本文編、資料編)』1976年
第一尋常中学校校友会規則	松江北高等学校百年史編集委員会『松江北高等学校百年史』1973年
同窓会規則	広島県立広島國泰寺高等学校百年史編集委員会編『広島一中国泰寺高百年史』1977年
山口県立山口中学校校友会規則	山口県立山口高等学校百年史編纂委員会編『山口県立山口高等学校百年史』1982年
徳島中学同志会規則	「徳島中学校城南高校百年史」編纂委員会編『徳島中学校城南高校百年史』1975年
愛媛県松山中学校保恵会々則	愛媛県松山中学校『愛媛県松山中学校一覧』1910年
高知県尋常中学校同窓会規則	高知追手前高校百年史編集委員会編『高知追手前高校百年史』1978年
同窓会規則	修猷館二百年史編集委員会編『修猷館二百年史』1985年
濟濟賛奨学運動二部規程	濟濟賛百年史編集委員会『濟濟賛百年史』1982年
沖縄県立中学校校友会規則	沖縄県立中学校校友会『球陽』第15号1906年

なお、文中の「……」は筆者による。